

社会保険労務士の先生方のための

使用者側弁護士による 労務解説セミナー

先着20名様限定

弁護士法人 千瑞穂法律事務所 主催

第1回

2025年8月6日(水)

15:00~17:00

顧問先のために知っておくべき 損害賠償請求を見据えた労災対応

従業員が勤務中に怪我を負うなどした場合、労災として労災保険から一定の補償が行われます。もっとも、労災保険では精神的な損害に対する支払いなどは行われず、会社が別途損害賠償請求をされることがあるということをご存じでしょうか。この損害賠償請求については労災申請に関する資料等が証拠となることも多く、労災が発生した直後から十分注意しておく必要があります。特に昨今はこうした損害賠償請求ができることを宣伝・広告している法律事務所もあります。

そこで、今回のセミナーでは、使用者側弁護士が労災申請等を行うにあたって知っておくべきポイントをご説明いたします。顧問先企業へのより良いサポートのためにも是非ご参加いただければと思います。



弁護士 坂東 崇志
(広島弁護士会所属)

第2回

企業が悩んだ

2025年11月12日(水)

人事労務トラブルの解決法

15:00~17:00

—弁護士3名による対談—

今回のセミナーでは、当事務所が実際に相談を受けた人事・労務問題について、いつ、どのような対応を行っておけばよかったのか、どのように解決したのかななどを対談形式でご共有いたします。

新人弁護士、中堅弁護士、ベテラン弁護士の3名が、実際の労働問題の解決事例について対談を行いますので、社会保険労務士の先生方が同様のご相談を受けた場合の参考にしていただけるものと思います。

ざっくばらんなお話をさせていただく予定ですので、お気軽にご参加いただければ幸いです。



弁護士 加藤 健一郎
(広島弁護士会所属)



082-962-0286



082-962-0289



<https://www.kigyo-law.net/>



弁護士法人

千瑞穂法律事務所

Sennomizuho Law Office

以下に当てはまる先生はご参加ください

参加特典
あり

顧問先から労災対応について相談されることがある

労災による損害賠償請求を未然に防ぐ対策について知りたい

顧問先の労務トラブルに適切に対応したい

労務トラブル対応実務について学びたい

セミナーに参加いただいた先生の声

自身の知識や顧問先への指導内容が適正であったことの確認ができたので、自信が持てた！

具体的な事例が実務に役立つ！

日頃からもやもやしていた部分がすっきりした！



(過去セミナー風景)

質問できる機会があって良い！

開催場所

広島銀行コミュニティルーム

広島市南区松原町9番1号

エールエールA館7階 広島銀行東支店内

参加費

1回1名 2,000円 (税込)

(当日現金支払い) ※顧問先様は無料

参加特典

■無料法律相談 (初回60分)

■就業規則のワンポイントチェック

FAXでのお申込みの方は下記欄にご記入いただき、082-962-0289まで送信ください。

お申込み締切 / 7月30日 (水) まで

Googleフォームからも
申込受付中

弊事務所ホームページ (<https://www.kigyo-law.net/>) からのご参加を受け付けております。

1事務所につき2名様までお申込みいただけます。複数名でご参加いただく場合は参加者氏名を人数分ご記入ください。なお、定員に達し次第、締め切らせていただきます。お早めにお申込みください。



貴事務所名	お名前	
メールアドレス ※必須		
電話番号		
参加希望 (√を入れてください)	<input type="checkbox"/> 8月6日(水) 労災対応	<input type="checkbox"/> 11月12日(水) 人事労務トラブル対応

※質問事項や当日お聞きになりたいことがございましたらご記入ください。

定期セミナー等のご案内およびメルマガ登録についてご希望されない場合は√を入れてください。

※お預かりした個人情報は①セミナーのご案内②メルマガ配信の目的で利用させていただきます。